

彩の国さいたま人づくり広域連合議会の定例会の回数を定める条例

平成11年8月2日

条例第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第102条第2項の規定による彩の国さいたま人づくり広域連合議会の定例会は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。